

3 保護者や地域からの要望等の内容とその実態(アンケート調査結果より)

本マニュアルの作成にあたり、徳島県内における保護者や地域からの学校や教育委員会への要望等の件数とその内容、要望等に対する学校や教育委員会の対応状況の実態についてアンケート調査をしました。

(1) 実態調査について

- ア 調査対象・・・小学校217校，中学校90校，
高等学校46校，特別支援学校9校，
(高等学校については，分校・定時制・通信制を1校として計算)
市町村教育委員会24委員会
- イ 調査対象期間・・・平成19年4月から平成20年3月まで
- ウ 調査時期・・・平成20年8月

(2) アンケート調査の内容と結果について

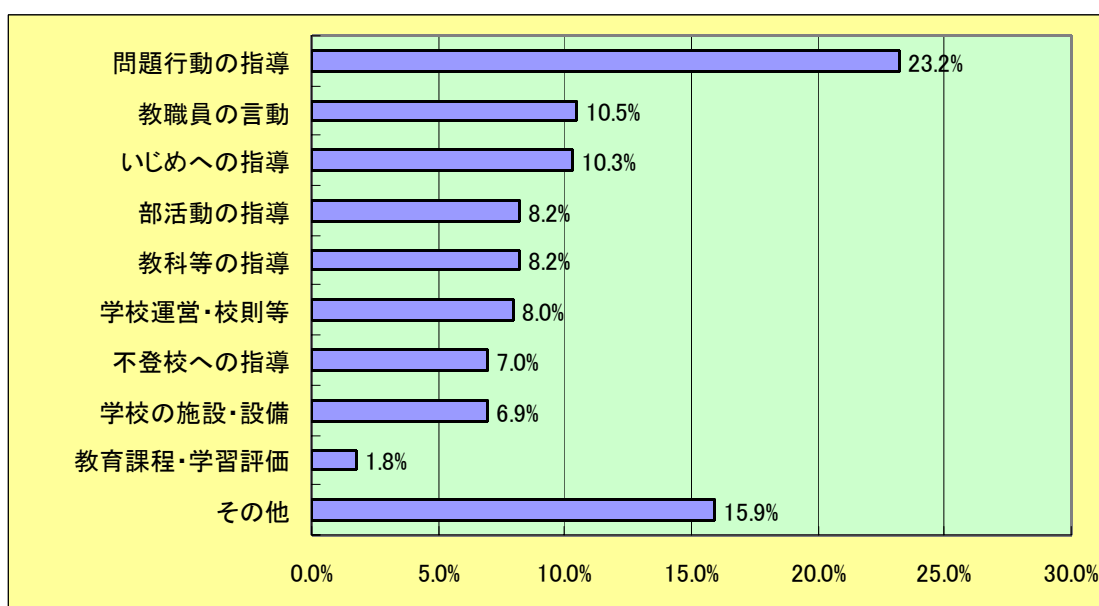
ア 保護者や地域からの要望等の件数 (件)

校 種	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	市 町 村 教育委員会	合 計
件 数	943	701	411	230	2285
1校あたりの平均	4.3	7.8	7.5	9.6	5.9

イ 保護者や地域からの要望等の内容

小学校，中学校，高等学校，特別支援学校への要望等の内容は次のとおりである。

【学校への要望等の内訳】



結果と考察

- 小学校では、「問題行動の指導に関すること」が21.2%、「教職員の言動に関すること」が12.7%、「教科等の指導に関すること」が12.3%の順に高い割合となっている。（「その他」をのぞく）
- 中学校では、「問題行動の指導に関すること」が30.9%、「部活動の指導に関すること」が14.6%、「いじめへの指導に関すること」が12.4%の順に高い割合となっている。（「その他」をのぞく）
- 高等学校では、「問題行動の指導に関すること」が15.5%、「部活動の指導に関すること」と「学校の施設・整備に関すること」が15.2%の順に高い割合となっている。（「その他」をのぞく）

児童生徒の成長過程により問題行動の内容は変化すると思われるが、問題行動に対する指導に関し、常に学校は細心の注意と配慮を払う必要がある。

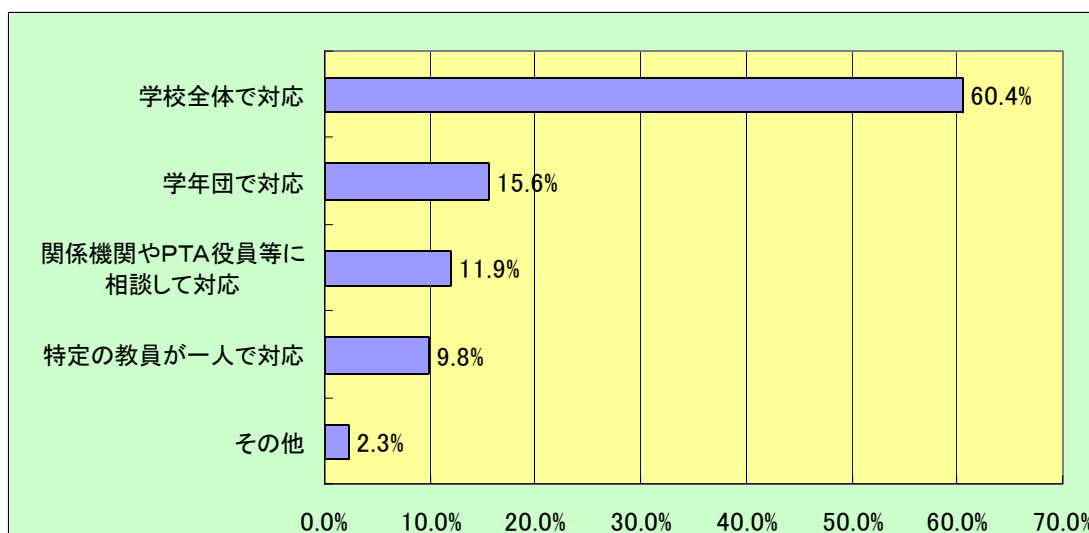
児童生徒や保護者の言い分を十分に聞いたうえで、学校としての一貫したぶれのない指導ができる体制づくりが重要である。

また、教科の指導や部活動の指導などの研修を実施するなど、校内研修を充実させることも大切である。

ウ 保護者や地域からの要望等への対応方法

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における要望等への対応方法は次のとおりである。

【学校における対応方法】



結果と考察

- 「学年団で対応」と「学校全体で対応」の学校組織として対応した割合をあわせると、小学校では69.7%，中学校では79.9%，高等学校・特別支援学校では82.5%となっている。
- 「特定の教員一人で対応」した割合は、小学校では11.5%，中学校では9.5%，高等学校・特別支援学校では6.7%となっている。
- 「関係機関やP T A役員等に相談して対応」した割合は、小学校では14.7%，中学校では10.1%，高等学校・特別支援学校では9.1%となっている。

保護者や地域からの要望等に対し、学校が組織的に複数の教職員で対応できる体制が完全に整えられているとはいえない状況にある。

校種や学校規模，児童生徒の状況により対応方法は異なるが，担任や部活動の顧問などの特定の教員一人に任すのではなく，組織として対応ができるシステムづくりが必要である。

エ 保護者や地域からの要望等で，学校や市町村教育委員会だけでは対応が困難であった件数とその事例 (件)

校 種	小学校	中学校	高等学校 特別支援学校	市 町 村 教育委員会	合 計
件 数	39	55	22	24	140

事 例

- ・ 教員の異動や加配を学校に要望する。
- ・ 担任の批判を繰り返し，時には恫喝的な口調での発言を行う。
- ・ 子どもが理解されていないと思いこみ，一方的な要求を学校にする。
- ・ 不登校の原因は学校の指導に問題があると，学校の責任を追及する。
- ・ 生徒間暴力事件の被害の賠償を学校に求める。
- ・ 通学路で交通事故が起きないように，学校に通学路の整備を求める。
- ・ 教室へのエアコンの設置や設備の充実を一方的に学校に求める。
- ・ 校内の生徒の声がうるさいので静かにさせるよう学校に要求する。
- ・ 用事があるとの理由で，学校行事の日程の変更を求める。
- ・ 問題行動を起こした原因は学校にあると，学校の責任を追求する。
- ・ 保護者が子どもを意図的に学校に登校させない。
- ・ 校則が厳しいと校則の見直しや校則違反を認めてほしいなどの要望をする。
- ・ 親族間のトラブルを学校に相談する。